

公 示 送 達 書

告示 第 217 号
令和 8 年 8 月 7 日

玉村町長 石川 眞男



次の書類は、通常の方法では送達不能であるので、玉村町役場
税務課に保管してあります。書類の宛名人、またはその関係者の方
の申し出があれば、いつでもお渡し致します。

なお、この掲示は 地方税法第20条の2の規定によるもので、
この掲示を始めた日から起算して7日を経過した日に次の書類が
送達されたものとみなします。

送達すべき書類を特定するために必要な情報

地方税法第15条の7第2項に規定する書類

送達を受けるべき者の氏名又は名称

ERLANDA SETIAWAN

NGUYEN HOANG HAN

SIN SOCHEA

CHOM CHITRA

NEANG PHANITH

FAREL BRAMANSYAH

HOANG TAN MINH

MALLA BHUMISARA

LE VAN HUNG

ARAKI JACY HIRATOMI